**がん診療連携拠点病院の大阪府推薦基準**

参考資料５

資料１－１

第１　地域がん診療連携拠点病院の推薦要件について

１　推薦の基本的考え方

　　地域がん診療連携拠点病院の推薦については、新規指定については大阪府がん診療拠点病院として指定を受けているものから、指定の更新については地域がん診療連携拠点病院であるものから、以下の要件を満たし、かつ大阪府へ申請があった場合に、大阪府がん対策推進委員会がん診療拠点病院部会の意見を踏まえ行うものとする。

資料１－１

２　国の定める要件

平成２６年１月１０日付け健発０１１０第７号厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」のがん診療連携拠点病院等の整備に関する指針のうち、「Ⅱ地域がん診療連携拠点病院の指定要件について」に定める各要件を満たしていること。

３　情報公開

　　①　大阪府が地域がん登録を活用して統一的な計測により各地域がん診療連携拠点病院におけるがん患者の５年生存率、手術件数等の診療成績を算出し、公表することに同意すること。

　　②　１、２及び３に関する情報を積極的に公表するとともに、府が公表することに同意すること。

４　大阪府がん対策推進条例の促進に向けた協力

　　「大阪府がん対策推進条例」の趣旨に沿って策定された「第二期大阪府がん対策推進計画」に基づき都道府県がん診療連携拠点病院が実施する取組に対して、積極的に協力すること。

第２　特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の推薦要件について

１　医療法第４条の２（昭和２３年法律第２０５号）に基づく特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として推薦する場合には、第１の地域がん診療連携拠点病院の推薦要件に加え、以下の要件を満たすこと。

２　国の定める要件

平成２６年１月１０日付け健発０１１０第７号厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」のがん診療連携拠点病院等の整備に関する指針のうち、「Ⅲ特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定要件について」に定める各要件を満たしていること。

第３　都道府県がん診療連携拠点病院の推薦要件について

１　推薦の基本的考え方

都道府県がん診療連携拠点病院は、大阪府におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の構築に関し中心的な役割を担う病院について、新規指定については地域がん診療連携拠点病院として指定を受けているものから、指定の更新については都道府県がん診療拠点病院であるものから、第1の地域がん診療拠点病院の推薦要件に加え以下の要件を満たし、かつ大阪府へ申請があった場合に、大阪府がん対策推進委員会がん診療拠点病院部会の意見を踏まえ行うものとする。

２　国の定める要件

平成２６年１月１０日付け健発０１１０第７号厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」のがん診療連携拠点病院等の整備に関する指針のうち、「Ⅳ都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について」に定める各要件を満たしていること。

第４　適用

　本基準は、平成２６年２月１日から適用する。ただし、基準の適用日については、平成２６年１月１０日付け健発０１１０第７号厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」のがん診療連携拠点病院等の整備に関する指針のうち、「Ⅷ既指定病院の取扱い、指定・指定の更新の推薦手続等、指針の見直し及び施行期日について」の規定を準用するものとする。